

議案第28号

三田市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成26年2月21日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

三田市青少年問題協議会条例（昭和37年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「会長及び」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条中「前条第2項第4号の」を削る。

第4条第1項及び第2項を次のように改める。

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。